

田川市新中学校のあり方に関する審議会設置要綱

(設置)

第1条 田川市立中学校の校区再編に関し、市民等の意見を求めるため、田川市新中学校のあり方に関する審議会（以下「審議会」という。）を田川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 中学校の適正配置に関すること。
- (2) 通学区域及び通学方法に関すること。
- (3) その他教育委員会が必要と認めること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に定める者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域代表者
- (3) 保護者代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から、第2条に規定する事務が完了した日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会の会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月23日から施行する。